

平成 20 年 9 月 26 日

第4回監査監督機関国際フォーラム(ケープタウン会合)について

Cape Town Meeting of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)

第4回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が、下記の通り開催された。我が国から公認会計士・監査審査会金子会長等が参加し、当該会合において我が国がIFIAR の諮問委員会のメンバーに選出された。

記

1. 日程・開催場所

平成 20 年 9 月 22 日(月)～9 月 24 日(水)
南アフリカ共和国・ケープタウン

2. 参加者

- メンバー(各国の監査監督機関)
豪、オーストリア、ブラジル、加、デンマーク、フィンランド、仏、独、伊、日、韓、モーリシャス、蘭、ノルウェー、シンガポール、南ア、スリランカ、スウェーデン、スイス、英、米
- 議長
ボイル英財務報告評議会(FRC)CEO
- オブザーバー
欧州委員会(EC)

3. 主な議題

- IFIAR 憲章の採択
 - IFIAR の活動内容(各国の監査監督機関における実務経験の共有等)
 - IFIAR の体制整備(諮問委員会の選出等)
- (注)諮問委員会のメンバーには、日本のほか、米、独(以上任期4年)及び仏、ノルウェー、シンガポール(任期2年)が選出
- 監査監督機関の国際的活動に関する意見交換
 - 外国監査事務所の登録
 - 当局間の情報交換等

その他、国際監査基準に関する意見交換、他の国際機関及び国際監査ネットワークとの対話等を実施。

4. 次回会合

平成 21 年 4 月 27 日(月)～29 日(水) バーゼル(スイス)

プレスリリース（仮訳）

監査監督機関国際フォーラム ケープタウン会合 2008年9月22-24日

2008年9月22日から24日に、21カ国の独立監査監督機関が、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の第4回会合に参加した。IFIARメンバーの詳細は、IFIARのウェブサイトwww.ifiar.org/を参照されたい。本会合は、南アフリカ共和国の監査人独立監督委員会（IRBA）の主催により行われた。

本会合では、IFIAR議長ポール・ボイル英財務報告評議会（FRC）CEO及びIFIAR副議長スティーブン・マイヨール蘭金融市場庁（AFM）事務局長が議長を務めた。

欧州委員会（EC）も9月24日にオブザーバーとして参加した。

BDO、デロイト・トウシュ・トマツ及びKPMGのグローバル組織のCEOに率いられた各組織の代表者がIFIARに参加し、各組織ごとにグローバル組織の品質モニタリングの仕組みについて議論を行った。同様の議論は、本年4月の前回のIFIARオスロ会合において、アーンスト・アンド・ヤング、グランド・ソントン及びプライスウォーターハウスクーパースのグローバル組織のCEOに率いられた各組織の代表者と行われた。

新規参加国

ハンガリー監査人公的監督委員会（The Auditors' Public Oversight Committee）、スロバキア監査監督機構（Audit Oversight Authority: UDVA）及び台湾金融監督委員会（Financial Supervisory Commission: FSC）がIFIARのメンバーとして承認され、メンバー数は27カ国・地域となった。

IFIAR憲章

メンバーは、前回のオスロ会合で起草された憲章を採択した。憲章では、IFIARの活動が次のように確認されている。

- i. 監査人と監査事務所の検査に焦点を当てた、監査市場の環境に関する知識及び独立監査監督活動の実務的な経験の共有
- ii. 監督活動における協力及び整合性の促進
- iii. 監査の品質に関心を有する他組織との対話の場の提供

憲章は、IFIARの意思決定手続き及びその内部管理上の取組について規定している。憲章の全文は、IFIARのウェブサイト（www.ifiar.org/）にて公表される予定。

議長、副議長

メンバーは、経過措置として、現在の議長、副議長が 2009 年 4 月に行われる IFIAR の次期本会合終了まで任務を継続すべきであると決定した。新たな議長、副議長は憲章の規定に基づき、同会合にて選出される。

諮問委員会（Advisory Council）

IFIAR は、議長、副議長の任務を補佐し、助言を行うための諮問委員会を選出した。フランス、ノルウェー、シンガポールが 2011 年前半までの、ドイツ、日本、アメリカが 2013 年前半までの任期で選出された。

監査検査ワークショップ

監査検査は、IFIAR が引き続き焦点を当てる中核分野である。IFIAR は、メンバーのための第3回ワークショップを2009年2月12日、13日にストックホルムで開催する。ワークショップは、検査の技術及び経験を継続的に共有する機会を提供する。

現在の市場の状況

メンバーは、活動状況についての最近の動向を報告した。メンバーは、公正価値及び継続企業の前提を裏付ける監査証拠の十分性や、監査人の専門家への依拠といった、焦点を当てている問題の特定など、現在の市場の状況に関連する問題に係る作業について、一般的で最新の情報を提供した。

監査の品質

監査の品質の測定手段の開発に向けた努力をメンバーがどう理解しているかについて、情報の交換が行われた。監査の品質の定義及び測定が重要な課題であることが合意され、メンバーは、これについて引き続き検討する。

外国監査人の登録

メンバーは、多くの国で既に導入されている外国発行体の監査人に登録又は届出を求める措置について最近の動向を報告した。

監査監督当局間の情報交換

IFIAR は、引き続き情報交換についての課題に取り組む。加えて、監査ネットワークの国際性に鑑み、監査事務所の効果的かつ効率的な検査に国際協力が重要であることから、その作業を情報交換から国際協力に拡大した。クロス・ボーダーの協力に影響を与える進展についても引き続き共有していく。

国際監査基準に関する課題

IFIARは、引き続き国際監査基準について考慮することに合意した。関心を有するメンバーは、特に検査を実施する監査監督当局としての役割の中で得られた見識を考慮し、国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際倫理基準委員会（IESBA）の声明に関する各自の見解についての情報を共有する。メンバーは、引き続き基準設定機関に対して個々に意見を直接表明することに合意した。

監査市場における集中と選択

メンバーは、監査市場における集中と選択の問題を検討するために一部の国でとられた方法や、監査人の責任の限定に関する最新情報の提供を受けた。

国際会計士連盟（IFAC）

メンバーは、ボブ・メドニック IFAC コンプライアンス・アドバイザリー・パネル議長から、IFAC メンバーシップ・コンプライアンス・プログラムに関する発表を受けた。

他の国際機関との対話

IFIAR は、オブザーバーから監査人の検査における取組みについての報告を受けた。今後も IFIAR は、監査の品質に関心を有する他の国際機関との対話を維持していく。

次回会合

IFIAR は、スイス連邦監査監督機構（FAOA）の招待により、次回会合を 2009 年 4 月 27 日から 29 日にバーゼルで開催する。

平成 21 年 5 月 11 日

第5回監査監督機関国際フォーラム(バーゼル会合)について

Basel Meeting of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)

第5回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が、下記の通り開催された。我が国から公認会計士・監査審査会金子会長等が参加した。

記

1. 日程・開催場所

平成 21 年 4 月 27 日(月)～4 月 29 日(水)

スイス・バーゼル

2. 参加者

➤ メンバー(各国・地域の監査監督機関)

アブダビ、豪、オーストリア、ブラジル、加、デンマーク、ドバイ、エジプト、フィンランド、仏、独、ハンガリー、アイルランド、伊、日、韓、リトアニア、モーリシャス、蘭、ノルウェー、シンガポール、スロヴァキア、南ア、西、スリランカ、スウェーデン、スイス、台湾、英、米
計 30 地域

なお、アブダビ、ドバイ、エジプト、リトアニアが、前回のケープタウン会合以降、新たにメンバーとして承認されている。

➤ オブザーバー

金融安定理事会(FSB)、証券監督者国際機構(IOSCO)、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、保険監督者国際機構(IAIS)、公益監視委員会(PIOB)、世界銀行(WB)、欧州委員会(EC)
計 7 國際機関

➤ 議長

ボイル英財務報告評議会(FRC)CEO

3. 主な議題

➤ IFIAR の活動に関する議題

- ・ 次期議長(マイヨール蘭金融市場庁(AFM)事務局長)等の選出
- ・ IFIAR の管理・組織上の業務に関する財源確保

➤ 監査監督機関の国際的活動に関する議題

- ・ 現在の市場の状況
- ・ 6 大監査法人との意見交換
- ・ 監査検査ワークショップ
- ・ 監査監督に関する他の問題
- ・ 他の国際機関との対話

4. 次回会合

平成 21 年 9 月 14 日(月)～16 日(水) シンガポール

プレスリリース（仮訳）

監査監督機関国際フォーラム会合 2009年4月27-29日 於バーゼル

2009年4月27日から29日に、30カ国・地域の独立監査監督機関が、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の第5回会合に参加した。IFIARメンバーの詳細については、IFIARのウェブサイトwww.ifiar.orgを参照されたい。2008年9月にケープタウンで開催された前回のIFIAR会合以降、あらたにアブダビ、ドバイ国際金融センター、エジプト、ハンガリー、リトアニア、台湾の監査機関が参加している。本会合は、スイスの連邦監査監督庁（FAOA）の主催により行われた。

本会合では、IFIAR議長ポール・ボイル英財務報告評議会（FRC）CEO及びIFIAR副議長スティーブン・マイヨール蘭金融市場庁（AFM）事務局長が議長を務めた。

金融安定理事会(FSB)、証券監督者国際機構（IOSCO）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、保険監督者国際機構（IAIS）、公益監視委員会（PIOB）、世界銀行及び欧州委員会（EC）の代表も4月29日にオブザーバーとして参加した。

BDO、デロイト・トウシュ・トーマツ、アーンスト・アンド・ヤング、グラント・ソントン、KPMG、プライスウォーターハウスクーパースのグローバル組織のCEOに率いられた各組織の代表者が、IFIAR会合の一部に参加し、監査法人に対して提起された最近の経済不況に関する問題とそれに対する対応について個別に議論を行った。IFIARはまた、6大監査法人のリーダーと監査人に影響を与える一連の他の問題について、全体での議論を行った。

議長、副議長

メンバーは、スティーブン・マイヨールを2年の任期でIFIARの議長に、またポール・ボイルを2009年9月に開催される次期本会合までの任期で副議長に選出した。

監査検査ワークショップ

監査検査は、IFIAR が引き続き焦点を当てる中核分野である。IFIAR は、メンバーのための第 3 回検査ワークショップを 2009 年 2 月 11 日から 13 日にストックホルムで開催し、さらなるワークショップを 2010 年 2 月にパリで開催することに合意した。これらのワークショップは、検査の技術及び経験を共有する機会を引き続き提供する。

現在の市場の状況

メンバーは、検査活動に焦点を当て、また、監査人にとってより大きな注意が必要となる特定の問題に関するガイダンスを発行するために各々がとった行動を含む、現在の市場の状況に関する問題に係る作業について、情報を相互に更新した。

監査人の監督に関する他の問題

メンバーは、外国発行体の監査人の登録及び/または届出を義務付ける多くの国における情報を相互に更新した。メンバーは、クロスボーダーの監査法人の構造における進展や、いくつかの国で行われている監査市場における集中と選択の問題に関する議論、監査人の責任及び監査に関する国際基準についても情報の更新を受けた。IFIAR は、投資家グループと、監査の品質の更なる改善に貢献する方法に関する彼らの見解を議論することを意図する。

他の国際機関との対話

IFIAR は、IFIAR 会合に参加するオブザーバーから監査監督機関が関心を有する事項に関する作業についての報告を受けた。特に、規制当局間の国際協力を強化するための最近の G20 サミットで達した合意に留意した。IFIAR は、監査の品質に関する他の国際機関との対話を維持していく。

IFIAR の管理・組織上の業務に関する財源確保

IFIAR のメンバーは、IFIAR にとって管理・組織上必要とされる中核業務のためのメンバーによる分担拠出を 2010 年より創設することに原則合意した。2010 年予算、当該財源拠出のための取極め、IFIAR 憲章に必要な修正についての最終決定は、IFIAR の次回全体会合にて行われる。

次回会合

IFIAR は、会計企業規制機関（ACRA）の招待により、次回全体会合を 2009 年 9 月 14 日から 16 日にシンガポールで開催する。

平成 21 年 3 月 19 日
公認会計士・監査審査会

第3回 IFIAR 検査ワークショップ(ストックホルム)について

Inspection Workshop of the International Forum of Independent Audit Regulators ("IFIAR")

IFIAR は、世界各国の監査監督機関が様々なテーマについて意見交換をする場であり、検査官が監査検査の技術と経験を共有することで監査の品質向上を国際的に促すための検査ワークショップを設けている。

今回ストックホルムにおいて、第3回ワークショップが次のとおり開催され、我が国からは公認会計士・監査審査会の検査官等が参加した。

1. 日程

平成 21 年 2 月 11 日(水)～2 月 13 日(金)

2. 参加機関(下記 25 力国・地域の監査監督機関)

豪、ブラジル、加、デンマーク、フィンランド、仏、独、愛、伊、日、韓、ルクセンブルク、モーリシャス、蘭、ノルウェー、シンガポール、南ア、西、スリランカ、スウェーデン、スイス、台、英、米、スロバキア

3. 主な議題

- 最近の市場環境における検査
- 監査法人に対する検査の主な要素
- オフサイト・モニタリング
- 監査証拠及び文書化
- 財務諸表監査における不正に関する監査人の責任
- 経済犯罪を防止、発見、報告する監査人の責任
- グローバル・ネットワークのメンバー・ファームの再編・統合
- 検査に関する報告書の公表モデル
- 監査の品質を促進する要因
- グループ監査人の責任

我が国からは、公認会計士・監査審査会の検査官等が、「オフサイト・モニタリング」、「検査に関する報告書の公表モデル」、「グループ監査人の責任」にプレゼンター及びモデレーターとして参加。

平成21年2月2日
公認会計士・監査審査会/金融庁

PCAOBによる外国監査事務所の検査周期の一部延長等に係る規則改正(案)へのコメント・レターの発出について

公認会計士・監査審査会(審査会)及び金融庁は、2月2日付で、米国公開会会計監視委員会(PCAOB)による外国監査事務所の検査周期の一部延長等に係る規則改正(案)に対して、コメント・レターを発出しました。

PCAOB は、企業改革法(SOX 法)により、100 社以下の上場会社等を監査する国内外の登録監査事務所に対して、原則3年に一回検査を実施することが求められています。

同規則改正(案)は、2009 年末までに実施することが求められている外国監査事務所に対する検査を最大3年間延長ができるものとするPCAOB規則 4003 の改正と、外国監査事務所が、当該外国の国内法に抵触する懸念から検査要求を拒んだ場合に PCAOB が取りうる措置に関するものであり、PCAOB は当該案についてパブリックコメントを求めていました。

今回、発出するコメント・レターの主な内容は以下のとおりです。

- 公益・投資家保護の向上という法律上の責任を果たすため、必要な外国監査事務所の情報を入手するという、規則改正案に関するPCAOBの意図については理解できる。
- 一方で、国境を越える問題を扱う場合、相手国の主権や法規制上の枠組みについて十分配慮する必要がある。
- 外国監査事務所が、自らはコントロールできない現地法による制限や主権問題により PCAOB 規則に従えない場合には、PCAOB は、まず、関連する外国の権限ある監督当局と十分に協議し、当該規則違反の背景や理由を調べ、よりよい解決策を探るべきではないか。
- PCAOB と同等に堅固で独立の監査監督機関については、母国監督主義の原則により、当該機関への依拠に向けたアプローチを模索することも考えられるのではないか。なお、問題を解決するために SOX 法に関し、立法府と話し合うこともあり得るのではないか。

資料 1: 公認会計士・監査審査会及び金融庁から PCAOB へのコメント・レター

資料 2: PCAOB による外国監査事務所の検査周期の一部延長等に係る規則改正(案)